

長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議報告書

平成25年11月

長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議

まえがき

長崎市庁舎は、かねてより建物や設備の老朽化、窓口の分散など市民サービス上の課題がありました。それに加え、大規模地震に耐え十分に機能するのに必要な強度がないことが判明したため、長崎市は、平成25年1月に「市庁舎を公会堂及び公会堂前公園敷地に建替える」との方針を決定しました。新庁舎建設に向け、具体的な機能、規模等を盛り込んだ基本計画を策定するにあたり、「市民に親しまれ、使いやすい庁舎」とするため、広く市民及び関係者の意見を聴くことを目的に、平成25年5月、「長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議」は設置されました。

本市民会議では、「長崎市庁舎建替に関する市民懇話会(平成23年度設置)」から提案された新庁舎整備の基本理念・基本方針に基づき、新庁舎に必要な具体的な機能の整備方針・運用上の工夫・配置等について、「市役所の新しい使い方」、「窓口のあり方」、「誰もが使いやすい庁舎」、「環境にやさしい取り組み」の4視点からワークショップ形式で検討を重ねました。

本報告書は、6回にわたる委員会、及び2回の「環境に関する作業グループ会議」において、専門的な観点や市民・利用者の視点から出された多くの意見・アイデア・イメージや要望を

1. 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎

- ・市民が訪れたいくなるような庁舎
- ・市民と行政の協働、市民と市民のネットワークを広げる庁舎
- ・情報発信・受信できる庁舎

2. まちの活性化に貢献する庁舎

- ・まちなかをつながりを深める庁舎
- ・市民が誇れるまちのシンボルとなるような庁舎

3. 人と環境にやさしい庁舎

- ・誰もが使いやすい庁舎
- ・環境負荷の低減に配慮した庁舎

4. 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎

- ・耐震安全性と防災拠点としての設備を備えた庁舎

5. 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎

- ・円滑なサービス(ワンストップサービス等)を行う庁舎

の5つの切り口から整理し、かつ、行政が行った検討について施設規模や建設費用、今後の進め方についての意見をとりまとめたものです。

平成25年11月

長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議

会長 鮫島 和夫

目 次

まえがき.....	1
1 市民会議設置経緯.....	3
2 検討の対象とテーマ設定.....	4
3 新庁舎に必要な機能について.....	5
(1) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎.....	5
(2) まちの活性化に貢献する庁舎.....	10
(3) 人と環境にやさしい庁舎.....	13
(4) 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎.....	20
(5) 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎.....	23
4 行政が行った検討についての意見.....	25
あしがき.....	26
資料.....	27
○設置要綱.....	27
○委員名簿.....	29
○開催状況.....	30
○参考資料.....	31
・長崎市新庁舎建設基本計画の骨子（案）	
・ワークショップで出された意見、アイデア等	

1 市民会議設置経緯

長崎市は、平成21年度に行った耐震診断の結果を踏まえ、市庁舎(現在の本館、別館、議会棟)建替を現在地から公会堂を含めたエリアで検討との大きな方向性を22年度末に発表、平成25年1月には、建替場所を公会堂及び公会堂前公園敷地とする方針を決定しました。

平成25年5月、新庁舎建設に向け、具体的な機能、規模等を盛り込んだ基本計画を策定するにあたり、「市民に親しまれ、使いやすい庁舎」とするため、広く市民及び関係者の意見を聴くことを目的に、「長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議」は設置されました。

設置目的：長崎市新庁舎建設基本計画の策定にあたり、市民に親しまれ、使いやすい庁舎とするために必要な機能に関し、広く市民及び関係者の意見を聴く

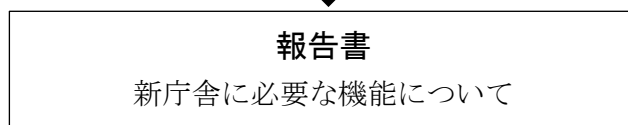
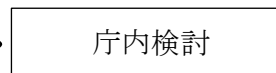
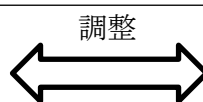
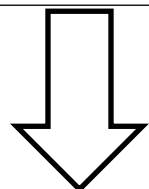
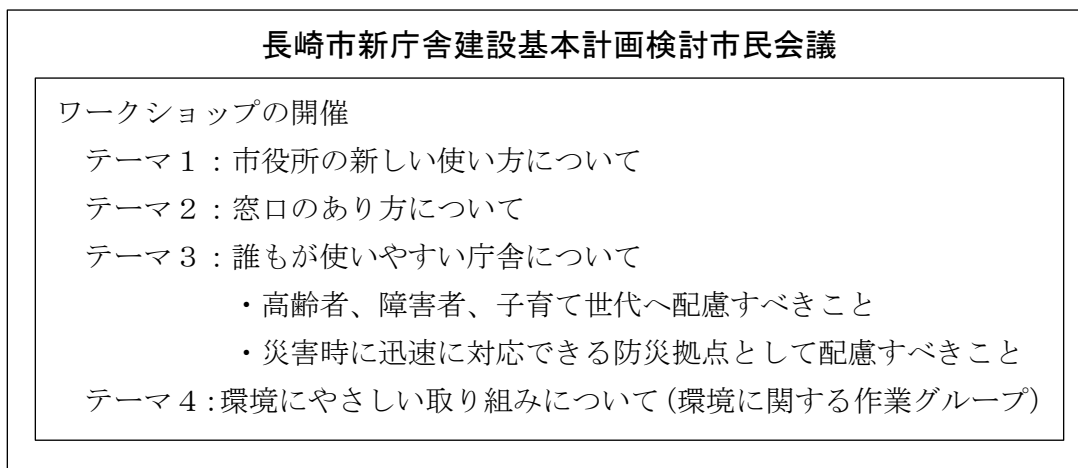
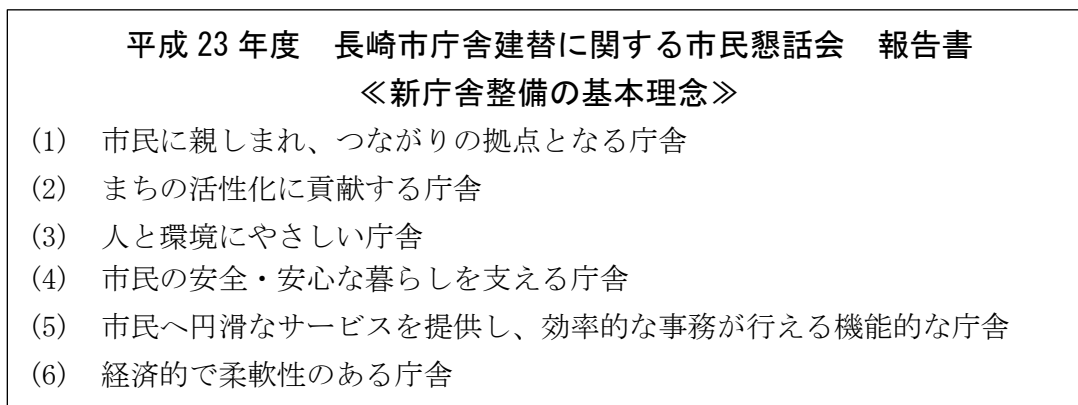
開催期間：平成25年5月～平成26年3月 6回

委員：学識経験者、地元自治会、まちづくり、福祉関係団体、公募など27名

2 検討の対象とテーマ設定

平成23年度に設置した「長崎市庁舎建替に関する市民懇話会」から提案された新庁舎整備の基本理念、基本方針に基づき、新庁舎に必要な具体的な機能等について4つのテーマを設定し、ワークショップ形式で検討しました。

また、必要に応じて市内部での検討内容と調整を行い、報告書として取りまとめました。



3 新庁舎に必要な機能について

平成23年度の市民懇話会で提案された基本理念を基に設定されたテーマごとにワークショップで出された意見やアイデア等を、以下とおり整備方針及び具体的な取組み・機能例、運用上の工夫、配置の考え方に整理し、とりまとめました。

(1) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎

ア 市民が訪れたいくなるような庁舎

(ア) 整備方針

- ①来庁者が心地よく過ごすことができる空間
- ②市民によるイベントや展示など多目的利用が可能な空間

<具体的な取組み・機能例>

- ゆとりのあるエントランスホール
- レストラン
- カフェ

[エントランスホール（多目的スペース）の利用のイメージ]

- ・来庁者の待合・休憩の場
- ・市民の活動・発表の場（発表会・展示・会議など）
- ・パブリックビューイングの開催
- ・災害時の一時避難場所

(イ) 運用上の工夫

エントランス（多目的スペース）

- ・簡単に動かせるテーブル、椅子や可動式のソファやベンチなどの設置
- ・観光や物産、その他多種多様なイベント開催を想定した床仕上げ（荷重）と設備・備品の設置（電源、音響、照明などの配置）
- ・イベント機材などの搬入動線や、備品等の収納場所となるバックヤードの確保
- ・常時の情報発信や多様なイベント、議会中継等で活用できる大型映像装置等の情報発信機器の設置など
- ・可動式の壁の設置

レストラン、カフェ

- ・レストランは職員及び市民の方が利用できる程度の客席を確保する。
- ・レストランは長崎ならではのおいしいものとするなど魅力のあるメニューにする。

- ・カフェはカウンター越しの商品の提供によるテイクアウト形式とし、フリースペース等を利用した飲食が可能とする。
- ・カフェは事務手続き待合室の近くにするなど、待ち時間に気軽に利用できるようにする。
- ・カフェの運営は授産製品販売所と併設するなど一体的な運営とすることでスペースを効率よく使う。

(ウ)配置の考え方

- ・情報コーナーや屋内・屋外との一体的な利用を想定した空間づくり
- ・土日、夜間利用を想定した配置、つくり

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：市役所の新しい使い方について

各種イベントの開催

- ・楽しいイベントがある
- ・パブリックビューイング

市民の活動・発表の場

- ・自分たちの活動のPR活動ができる
- ・市民の芸術文化の発表の場

来庁者の待合・休憩の場

- ・フリーゾーンがある、市民・観光客など自由に出入り出来るスペース
- ・市民や観光客の集散（待ち合わせ）のホールをつくる（災害時も活用）
- ・ゆっくりとくつろげるスペースや音楽が流れている空間
- ・市民が気軽に話ができるような憩いの場

市民の方の作品を展示するギャラリー

- ・書や絵の作品を展示できるコーナー

カフェの設置

- ・コーヒーなど飲めて少し休める場所
- ・最上階にしゃれた喫茶店

レストランの設置

- ・美味しい食事ができる
- ・街の見えるレストラン（カフェ）できれば通りに面して
- ・おいしくて、安いレストラン（長崎のB級料理が食べる）

イ 市民と行政の協働、市民と市民のネットワークを広げる庁舎

(ア) 整備方針

- ①会議室の市民利用
- ②市民と協働できる執務環境
- ③市民によるイベントや展示など多目的利用が可能な空間（再掲）

<具体的な取組み・機能例>

- 市民も利用できる会議室
- 執務室に近接した打ち合わせコーナー
- ゆとりのあるエントランスホール

[会議室の利用のイメージ]

- ・各種講座・研修会の開催

[エントランスホール（多目的スペース）の利用のイメージ]

- ・市民の活動・発表の場（発表会・展示・会議など）（再掲）

(イ) 運用上の工夫

- ・会議室を、市民等と打合せできるなど用途や規模に応じて柔軟に空間を変えられるようなつくりとする。
- ・無線LANなどインターネットが利用できる設備の設置。
- ・各フロアの通路等の共用スペースに打合せテーブルなどを置く。
- ・市民が気軽に声をかけられるように職員の顔が見えるレイアウトを工夫する。
（腰の高さまでのカウンターやキャビネット、高さを抑えたパーテーションなど）
- ・夜間や土日も利用できるような会議室、エントランスホール
（執務空間との分離によるセキュリティの確保）

(ウ) 配置の考え方

- ・土日、夜間利用を想定した配置、つくりとする。（会議室の設置場所は低層階など）

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：市役所の新しい使い方

市民が使える会議室

- ・市民が使える会議室・研修室
- ・小グループでの会合（会議）等ができる

ウ 情報発信・受信できる庁舎

(ア) 整備方針

- ①市の情報をまとめて見ることができる場所
- ②市の魅力を発信する空間
- ③市民が情報の受発信を行うことができる空間

<具体的な取組み・機能例>

○情報コーナー

[情報コーナーの利用のイメージ]

- ・ 市政資料コーナー
- ・ 各課の事業、イベント情報コーナー
- ・ 長崎の歴史・特性を学べるコーナー
- ・ 平和の取り組みを紹介するコーナー
- ・ 姉妹都市の情報コーナー
- ・ 環境、防災に関する展示コーナー
- ・ 公共施設予約システムの利用登録コーナー
- ・ 観光情報・長崎さるくの集合場所
- ・ 自治会活動紹介コーナー・市民活動団体の情報コーナー
- ・ 市民の方が行うイベントの情報などのお知らせコーナー

(イ) 運用上の工夫

- ・ 手続きの待合スペースに近く、気軽に情報に触れることができる開放的で使い勝手のよい空間
- ・ 企画展示は多目的スペースの一部を活用
- ・ 情報が見やすい探しやすい空間づくり
- ・ 展示が更新しやすいづくり（入れ替えに必要な器材等収納設置など）
- ・ デジタルサイネージ（電子看板）の活用による省スペース化

(ウ) 配置の考え方

- ・ 事務手続き待合室と近い場所に設置する。

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：市役所の新しい使い方

市政資料コーナーの情報、各課の事業・イベント情報

- ・ 市のPR（パネル、パンフレット、報告書、WEB）

観光情報・長崎さるくの集合場所

- ・ 街歩きガイドセンター
- ・ 週末イベント情報も含めて観光の出発点となる情報が全て揃っている

長崎の歴史・特性を学べるコーナー

- ・長崎の歴史コーナー、暮らし等のパネル
- ・小学生や市民が長崎の歴史を学べるコーナー

観光情報、自治会活動紹介・市民活動団体の情報コーナー

- ・文化・芸能の発信拠点
- ・いろいろな情報が取れる（長崎の観光、サークル活動等）

(2) まちの活性化に貢献する庁舎

ア まちなかとつながりを深める庁舎

(ア) 整備方針

① 多目的利用ができる広場

< 具体的な取組み・機能例 >

○ 庁舎前広場

[庁舎前広場の利用のイメージ]

- ・ 各種イベントの開催
- ・ まちなかの憩いのスペース
- ・ ランタンフェスティバル等イベント時の臨時駐車場
- ・ 災害時の一時避難場所

(イ) 運用上の工夫

- ・ イベントが開催しやすいよう、備品等の保管場所を確保
- ・ 屋根を設置することで雨天時の対応が可能
- ・ 情報発信やイベント等で活用できる大型映像装置等の情報発信機器の設置
- ・ ベンチ等を配置し、くつろげる空間をつくる
- ・ おくんちの庭先周りに対応した石畳などの設置
- ・ まちなか情報の発信により、新大工町から南山手へつながるまちなか軸への人のながれをつくる。

(ウ) 配置の考え方

- ・ 屋内との一体的な利用を想定した空間づくり。

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：市役所の新しい使い方

屋根の設置

- ・ 屋根付広場

各種イベントの開催

- ・ バザーができるような市民開放型の屋外広場
- ・ フリーマーケット
- ・ くんちを年中味わえる仕掛け
- ・ 市役所前面のオープンスペースで中通と連携できるイベントを行いまちなかの賑わいにつなげる

パブリックビューイングの開催

- ・大きな画面・ミニシアター（映像、スポーツ鑑賞（サッカー、野球など））

まちなかの憩いのスペース

- ・緑豊かな水の流れる回遊庭園を・・・
- ・市民ホールから中島川・中通り・寺町・浜の町 プロムナードになるような賑わい空間の創出

②まちなかにつながる歩きやすい環境の整備

<具体的な取組み・機能例>

- 歩道の整備などの検討

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：市役所の新しい使い方

環境にやさしい取組み

- ・新庁舎⇒市民会館⇒中島川⇒中通りをつなぐ歩行者路の整備
- ・市役所から中島川への緑道

③公共交通の利便性の確保

<具体的な取組み・機能例>

- 公共交通路線の再編の検討
- バスベイ・電停・タクシーベイの整備の検討
- 利便性の向上の検討
 - ・交通弱者への配慮
 - ・歩行者が使い易い横断歩道の配置 など

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：環境にやさしい取組み

公共交通路線の再編

- ・バスの路線と本数を増やしたり、変更する
- ・電車・バスの系統の変更！！

バスベイ・電停

- ・市民会館・公会堂長崎署前のバスベイの新設
- ・電停の幅が狭く危い
- ・バス停の昇降口の切りこみの延長（バースを2バース位に）

利便性の向上

- ・交通弱者への配慮
- ・市役所へは公共交通利用を呼びかける

イ 市民が誇れるまちのシンボルとなるような庁舎

(ア) 整備方針

① 景観形成への寄与

< 具体的な取組み・機能例 >

- まちなみに配慮したデザイン

[ワークショップで出された主な意見]
テーマ：市役所の新しい使い方について
環境にやさしい取組み

長崎らしさ

- ・魅力的な建物
- ・長崎らしさを感じる建物
- ・全国の人が見学したくなる観光長崎のシンボルの1つとなる独特の外観

(3) 人と環境にやさしい庁舎

ア 誰もが使いやすい庁舎

(ア) 整備方針

① 誰もが安全で使いやすい空間・設備

< 具体的な取組み・機能例 >

○ 多様な人々の利用に配慮した移動手段の整備

[整備のイメージ]

- ・ 車いす使用者が通りやすい、ゆとりある通路
- ・ 段差のない通路
- ・ 明るい照明
- ・ 使いやすい昇降機
- ・ 廊下に一休みできる椅子
- ・ ベビーカー、車いすの設置

○ 多様な人々の利用に配慮した駐車場の整備

[整備のイメージ]

- ・ 障害者用駐車場スペースの確保

○ 気持ちよく使えるトイレ空間の確保

[整備のイメージ]

- ・ ゆったりスペース
- ・ 洗面台とトイレを分ける

○ 多様な人々の利用に配慮したトイレの設置

[整備のイメージ]

- ・ 介護用ベッド、おむつ替え、フック・棚など必要な設備の整備

○ キッズコーナー、授乳室の設置

○ 空間に応じた適切な材料の使用

[整備のイメージ]

- ・ 雨の日も滑りにくい床材

○手続きや相談に応じた快適な窓口カウンターを設置

[整備のイメージ]

- ・窓口の用途に応じたハイカウンターとローカウンターの使い分け
- ・案内窓口への筆談ボードの配置など、聴覚障がい者の案内・コミュニケーションへの配慮 など

○快適な待合スペースの設置

[整備のイメージ]

- ・音楽やモニターで映像が流れるなど快適な空間の演出

○プライバシーへの配慮

[整備のイメージ]

- ・個人情報やプライバシー保護のための仕切り、ブース（個別相談室）の設置

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：誰もが使いやすい庁舎について

～高齢者、障害者、子育て世代へ配慮すべきこと～

多様な人々の利用に配慮した移動手段の整備

- ・車いすで行きやすいバリアフリースロープをつける
- ・よく利用する階（2、3階）まではエスカレーター設置
- ・エレベーター内に小さな椅子を設置

多様な人々の利用に配慮した駐車場の整備

- ・ヘルプ用の呼び出しベル（高齢者、子育てママ対応）
- ・雨の日でもぬれない駐車場からの移動

気持ちよく使えるトイレ空間の確保

- ・入口をゆったりと（ベビーカー、車いすも入れるように）
- ・市民用トイレと職員用トイレの区別

多様な人々の利用に配慮したトイレの設置

- ・介護用ベッド（おむつ替え）設置
- ・授乳スペース、おむつ替えスペース

キッズコーナー、授乳室の設置

- ・ 待合場所に目の届くキッズスペース（絵本・遊び物の設置）

空間に応じた適切な材料の使用

- ・ 壁や手すりに木部を増やす

②分かりやすい案内・誘導

<具体的な取組み・機能例>

○総合案内、フロアマネージャーの設置

[整備のイメージ]

- ・ 総合案内（コンシェルジュ）の設置
- ・ 目的の窓口や所属などの案内、来庁者のサポートなどを行うフロアマネージャーの配置

○分かりやすい案内表示と誘導設備

[整備のイメージ]

- ・ 障がい者に配慮した電光表示や音声誘導装置
- ・ 車いすでも安全な点字ブロック
- ・ 外国語表記の充実

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：窓口のあり方について

誰もが使いやすい庁舎について

～高齢者、障害者、子育て世代へ配慮すべきこと～

総合案内、フロアマネージャーの設置

- ・ 受付にコンシェルジュ・フロアマネージャーの配置

分かりやすい案内表示と誘導設備

- ・ 目的（用件）と部署を示す案内板設置
- ・ 点字ブロックと車いすのすみわけ
- ・ 耳の不自由な人への音声案内や筆談を可能にする対策
- ・ 聴覚障害者のための非常用ランプの設置

イ 環境負荷の低減に配慮した庁舎

(ア) 整備方針

① 建物外からの熱による影響の低減

<具体的な取組み・機能例>

○ 建物の緑化

[整備のイメージ]

- ・ 屋上緑化、緑のカーテンなどの検討

○ 建物周辺の緑化

[整備のイメージ]

- ・ 周辺環境に配慮した敷地の緑化

○ 断熱性の向上

[整備のイメージ]

- ・ 庇、バルコニーなどの検討
- ・ ペアガラス、ルーバーなどの検討

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：地球温暖化をおさえるために、市役所がすべきこと

建物の緑化

- ・ メンテが容易な緑化
- ・ 屋上緑化は土の層が断熱効果を生む
- ・ 窓辺の緑のカーテン

建物周辺の緑化

- ・ 市役所前庭の植栽と多目的広場の緑化
- ・ 市役所敷地周辺の植栽を緑化
- ・ 緑化等の整備を行うことにより憩いの空間の創出など周辺環境の向上につなげる

断熱性の向上

- ・ 建物を守る庇・バルコニー
- ・ 建物からの熱損失 → 複層ガラスで夏季と冬季の太陽熱の有効利用
- ・ 建物周囲のルーバーの設置

②水資源の有効活用

<具体的な取組み・機能例>

○雨水の活用

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：地球温暖化をおさえるために、市役所がすべきこと

雨水の活用

- ・ 雨水を最大限、採取し、中水として活用
- ・ 敷地内は、できる限り透水性面とする

③建物の長期間使用（資源の有効利用・産業廃棄物の排出の抑制）

<具体的な取組み・機能例>

○維持管理のしやすいづくり

[整備のイメージ]

- ・ メンテナンスのしやすい建物・設備

○長期間使用を可能にする構造・材料の選定

[整備のイメージ]

- ・ 内壁・設備等が再構築しやすい構造（スケルトンとインフィルの区分の考え方）の検討
- ・ 耐久性に配慮した材料の使用
- ・ 再生可能な材料（木材など）
- ・ 間取の自由度の確保

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：地球温暖化をおさえるために、市役所がすべきこと

維持管理のしやすいづくり

- ・ 建物メンテナンスの容易さ 構造

長期間使用を可能にする構造・材料の選定

- ・ 40～50年で内部構造が再構築可能な建造物にする
- ・ 災害に強い素材で造る
- ・ 耐久性に優れた材料使用
- ・ 大部屋方式で（間仕切はしないで大きな空間で）
- ・ コンバージョンに対応できる計画

④省エネルギーの推進

<具体的な取組み・機能例>

○電力負荷の低減

[整備のイメージ]

- ・センサーによる点灯消灯設備
- ・室内環境に合った設備計画

○自然光の活用

○自然エネルギーの活用

[整備のイメージ]

- ・太陽光発電の導入
- ・太陽光発電表示盤の設置など（効果のみえる化）

○その他

[整備のイメージ]

- ・電気自動車などの充電スタンドの配置

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：地球温暖化をおさえるために、市役所がすべきこと

電力負荷の低減

- ・自動点灯
- ・トイレ等センサーによる点灯消灯設備の設置
- ・室内環境に合った設備計画

自然光の活用

- ・自然な光が入ってきやすく、室内が明るく見えるような建物
- ・昼光の有効利用により熱エネルギーコストを下げる（照明も）センサー付 ON OFF

自然エネルギーの活用

- ・太陽光発電をつける
- ・太陽光発電表示盤の設置など（効果のみえる化）

その他

- ・電気自動車用充電スタンドの配置

⑤公共交通機関の利用促進

<具体的な取組み・機能例>

○公共交通路線の再編の検討（再掲）

○バスベイ・電停・タクシーベイの整備の検討（再掲）

○利便性の向上の検討（再掲）

[整備のイメージ]

- ・交通弱者への配慮
- ・歩行者が使い易い横断歩道の配置

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：地球温暖化をおさえるために、市役所がすべきこと

公共交通路線の再編

- ・バスの路線と本数を増やしたり、変更する
- ・電車・バスの系統の変更！！

バスベイ・電停・タクシーベイの整備

- ・市民会館・公会堂長崎署前のバスベイの新設
- ・電停の巾が狭く危い
- ・バス停の昇降口の切りこみの延長（バースを2バース位に）

利便性の向上

- ・交通弱者への配慮
- ・安全面に考慮する
- ・市役所へは公共交通使用を呼びかける

(4) 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎

ア 耐震安全性と防災拠点としての設備を備えた庁舎

(ア) 整備方針

①災害時に迅速に対応できる防災・災害復興拠点機能

<具体的な取組み・機能例>

○災害対策本部機能

[整備のイメージ]

- ・災害対策本部室
- ・災害対策本部会議室
- ・防災行政無線室

○耐震性の確保

[整備のイメージ]

- ・国土交通省編「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」中の災害応急対策活動に必要な施設として、構造体の目標：I類（※1）、建築非構造部材の目標：A類（※2）を目指す

※1：構造体の目標：Iとは、類大地震動後、構造体(骨組み)の補修を行うことなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能の確保を図るもの。(大地震動とは、震度6強～7程度の地震を想定)

※2：建築非構造部材の目標：A類とは、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止を図ると共に、大きな補修をすることなく、相当期間継続できる必要な設備機能の確保を図るもの。(建築非構造部材とは、外壁及びその仕上げ、間仕切壁、天井及び床材、屋根材などを示す)

○万一の浸水に備えた対応

[整備のイメージ]

- ・機械室の配置等の検討
- ・地下への浸水対策の検討

○コンピューターシステム・データの確実な保全

[整備のイメージ]

- ・免震等
- ・バックアップ・データの保全

○ライフラインの確保

[整備のイメージ]

- ・国土交通省編「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」中の災害応急対策活動に必要な施設として、建築非構造部材の目標：A類（※2）、建築設備の目標：甲類（※3）を目指す
- ※3：建築設備の目標：甲類とは、大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止を図ると共に、大きな補修をすることなく、相当期間継続できる必要な設備機能の確保を図るもの。
- ・自家発電設備の設置（3日分以上の容量の確保）
- ・給水が復旧するまでに必要な水量の確保と、緊急遮断対応等による貯水槽内の水量流失防止の検討

○帰宅困難者等、一時的な避難場所としての機能確保

[整備のイメージ]

- ・エントランスホール・会議室等といった空間を、災害時に開放
- ・新庁舎前広場の活用
- ・マンホールトイレの検討
- ・非常食、飲料水、粉ミルク、毛布、仮設間仕切、排便袋などの備蓄

○災害時の避難経路の確保

[整備のイメージ]

- ・建物内の避難経路の確保
- ・敷地内の移動経路の確保

○災害に備えた体制づくり

[整備のイメージ]

- ・危機管理体制の強化
- ・国、県との情報共有体制の強化 など

○防災・災害情報の発信

[整備のイメージ]

- ・迅速的確な情報発信
- ・情報コーナーでの防災情報の発信 など

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：誰もが使いやすい庁舎について

～災害時に迅速に対応できる防災拠点として配慮すべきこと～

本部機能の設置

- ・災害本部は被害を受けない所に置く
- ・行政棟の中央に配置

耐震性の確保

- ・落下物、飛来物からの安全を確保
- ・ホストコンピューターの拡散

ライフラインの確保

- ・大型の発電施設（自家発電と機械・機器）
- ・携帯電話の充電ができるようにする
- ・停電時の冷暖房対策

一時避難の場所としての機能確保

- ・多方面の人が避難できる広いスペースの確保
- ・安心して休める場所の確保
- ・議会の講堂の災害時の兼用
- ・水を使わないトイレ設置
- ・簡易トイレ（ゼリー状になるもの）の常備
- ・水を使わないで清潔さを保つ衛生用品
- ・（備蓄用）ダンボールベット（年配の方）
- ・飲料水確保のための機能強化

災害に備えた体制づくり

- ・各要員に的確に指示命令を！！
- ・県、国との調整機能の強化
- ・自治会も含め、災害時のシミュレーション 訓練の実施

防災・災害情報の発信

- ・災害時に早く、分かりやすい的確な情報発信
- ・インターネットでの情報提供
- ・本部としての機能強化（本庁→支所→住民へ災害時の状況についての周知）

(5) 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎

ア 円滑なサービスを行う庁舎

(ア) 整備方針

① ワンストップサービスの提供

<具体的な取組み・機能例>

○ 総合窓口の設置

[整備のイメージ]

- ・ ライフイベント（※）に伴う届出に付随して必要となる手続きや、証明書の交付、保険・年金の手続きができる総合窓口を低層階に設置

※ライフイベント：転入・転出・転居・出生・死亡・婚姻・離婚

○ 相談窓口の設置

[整備のイメージ]

- ・ 福祉、こども、税に関する相談窓口を低層階に配置

○ 窓口の開設時間

[整備のイメージ]

- ・ 平日の対応時間の延長、土・日・祝日の対応について検討

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：窓口のあり方について

総合窓口の設置

- ・ 基本的に窓口はワンフロアにする（総合窓口）
- ・ 移動しなくてもいいサービス（総合窓口）

相談窓口の設置

- ・ 手続き窓口と相談窓口の分離
- ・ 新しい事にチャレンジできる窓口の設置
- ・ 生活アドバイザーのいる窓口

窓口の開設時間

- ・ 土日開庁をする

②手続きの負担軽減

<具体的な取組み・機能例>

○手続きの簡略化

[整備のイメージ]

- ・ライフイベントに応じて、必要な手続きを提示し、来庁者の書く手間と職員の入力業務を軽減する「総合窓口支援システム」の導入について検討

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：窓口のあり方について

手続きの簡略化

- ・受付から配布まで、一括処理システムで行う

③手続き待ちの方への配慮

<具体的な取組み・機能例>

○受付番号や待ち時間等の表示

[整備のイメージ]

- ・モニターで受付番号や順番待ちの状況を分かりやすく表示

○快適な待合スペースの設置（再掲）

[整備のイメージ]

- ・音楽やモニターで映像が流れるなど快適な空間の演出

[ワークショップで出された主な意見]

テーマ：窓口のあり方について

受付番号や待ち時間等の表示

- ・待ち時間を示すデジタル表示
- ・タッチパネルのできるシステムの導入

4 行政が行った検討についての意見

新庁舎建設の基本計画策定に向け、新庁舎に配置する職員数（見込み）や駐車場を含む施設規模、空間構成、敷地条件、建設費用など行政が検討中の内容について報告を受けました。

これらの内容について、次のような意見や提案等が出されましたので、これらのことも踏まえ、今後、行政において充分検討して下さるよう要望いたします。

(1) 施設規模について

- ア 今後のIT化の進展により、申請書や会議資料、国、県とのやりとりのための資料などは削減されると推測するが、これまでのような倉庫面積が必要なのか、もっと削減すべきだと考える。その必要性について行政の特性なども含めて整理が必要である。
- イ 職員数については、施設規模を考えるうえで大きな要素であるため、今後の支所等あり方の検討もふまえ、設計に反映してほしい。
- ウ 環境に配慮した庁舎をめざすなかで、市民にも公共交通の利用を促進するのであれば公用車は削減していく方向が望ましい。
- エ 作業室や会議室等については、兼用することで、基本機能の面積を削減する方向が望ましい。

(2) 建設費用について

- ア 現在の計画では、坪あたり約120万円であるが、なるべく柱がないフロントオフィス部分（総合窓口フロア）などの構造や、屋上緑化や周辺緑化などの整備を行うとした場合には、120万円ですり足りなのか、さらに精査してほしい。
- イ 新庁舎建設の6つの基本理念を具体化するために、特に配慮した費用を明示してほしい。
- ウ 整備費については、必要な機能について具体的に精査するなかで、十分に費用をかける部分とそうでない部分のメリハリをつけることで総体的にコスト削減をめざしてほしい。

(3) 市民の参画について

- ア 設計時に本市民会議で出された意見等がどのように反映されているのか、またデザインなどその時にしか提示できないものもあることから、行政において、設計や施工など各段階で市民からの意見を聴く場を設けてほしい。

あとがき

長崎市は、少子化や若年層の市外流出などによる人口減少と高齢化の進展など厳しい社会環境が続くなか、持続可能な都市の姿を確立しなければなりません。そのためには、市民、企業と行政が協力・協働し、さまざまな地域課題の解決に取り組んでいく必要があります。新市庁舎は、その協力・協働の大きな接続点となるものです。

そのため市役所は、窓口対応の円滑さやわかりやすさなど、市民への直接的なサービスの向上はもとより、市民が訪れやすく、市民と行政の協働がより高まるような機能の確保やレイアウトの工夫などに努める必要があります。

本市民会議においては、新庁舎に必要な機能として、市民の利用頻度の高い窓口の集約や、ゆとりのある待合スペース、多目的利用が可能な空間を建物の低層階に配置すること、会議室の市民利用、多様な人々の利用に配慮した安全で使いやすい空間づくり、そのほか、環境面、防災面で多くの意見を出し合いました。また、行政における検討状況の報告を受け、必要な職員数とそれに対応した機能、面積について精査を行い、コンパクトな庁舎をめざすべきであること、市庁舎建替えについて市民の関心を高めるきっかけとするため、アイデア募集や中心商業地でのPR活動の実施についての意見も申し上げました。

新庁舎の建設については、これから基本計画、基本設計、実施設計、建設と段階を経て具体化していくこととなります。その各段階において、本市民会議からの報告の内容や議論の過程で出されたアイデアを活かしていただきたいと思います。また、それぞれの段階においても、十分な市民参加の場を設けるとともに、市民に対して、様々な機会を通じ、検討内容が広く伝わるように努め、市民に愛され、市民が誇れるような市庁舎となるよう要望いたします。

資料

○設置要綱

長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議設置要綱

(設置)

第1条 長崎市新庁舎建設基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、市民に親しまれ、使いやすい庁舎とするために必要な機能等について、広く市民及び関係者の意見を聴くため、長崎市新庁舎建設基本計画検討市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新庁舎に導入する必要な機能に関すること。
- (2) 市民利用施設（ホール、会議室等をいう。）の使用形態、規模等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関、団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

3 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 市民会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(報告)

第7条 会長は、協議が終了したときは、速やかにその内容を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(関係者の出席)

第8条 市民会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、総務局企画財政部総合企画室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、第7条の規定により報告書が提出された日をもって失効する。

○委員名簿

<五十音順>

氏名	所属団体・役職	分野
大石 龍利		公募
大草 一俊	大草建築デザイン室 室長	公募
金子 叔司	新興善地区連合自治会 会長	自治会
川瀬 朋章	一般社団法人 長崎市心身障害者団体連合会 事務局長	福祉
貞住 史華	一般社団法人 長崎青年会議所 観光経済委員会 委員	青年層
鮫島 和夫	長崎住まい・まちづくりトラスト 代表	まちづくり
田口 信子	NPO法人長崎県子ども劇場連絡会 事務局長	市民活動
竹中 晴美	オフィス・タック コピーライター	市民活動
達 利昭	長崎市保健環境自治連合会 会長	自治会
塚部 正昭	一般社団法人 長崎県バス協会 専務理事	交通
鉄川 和子	長崎市老人クラブ連合会 文化学習部長	福祉
土井 康幸	株式会社アルファ九州 代表精算人	公募
中田 慶子	NPO法人 DV防止ながさき 理事長	くらし
中原 松代	長崎市生活学校連絡協議会 会長	くらし
橋本 剛	橋本剛行政書士事務所 代表	公募
福本 隆典		公募
蒔本 志津子	長崎市社会福祉協議会 理事	福祉
増本 小夜子	長崎市子育て支援ネットワーク連絡会 代表	子育て
松永 光司	桜町地区連合自治会 会長	自治会
宮崎 初己	長崎市民防災リーダー	防災
宮原 和明	NPO法人 環境カウンセリング協会長崎 理事長	環境
森 咲子	社会福祉法人 みのり会 生活支援センター	公募
森口 たか子		公募
山下 寛一	長崎伝統芸能振興会 踊町委員会副委員長	文化振興
横山 正人	長崎総合科学大学 環境 建築学部 教授	情報・地域政策
吉田 法史	一般社団法人 長崎青年協会 広報委員長	青年層
吉原 孝	磨屋地区連合自治会 会長	自治会

○開催状況

市民会議

開催回	開催日	議題
第1回	5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの検討経緯等について ・会議の進め方
第2回	6月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民会議の進め方について ・市役所の新しい使い方について（グループ協議）
第3回	8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回協議内容の確認 ・窓口のあり方について（グループ協議）
第4回	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回協議内容の確認 ・誰もが使いやすい庁舎について（グループ協議）
第5回	9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回協議内容の確認 ・環境にやさしい取り組みについて ・総括的な意見交換
第6回	10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書のとりまとめについて



環境に関する作業グループ会議

開催回	開催日	議題
第1回	7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する取り組みについて
第2回	8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・環境にやさしい取り組みについて（グループ協議）



○参考資料

- ・長崎市新庁舎建設基本計画の骨子（案）
- ・ワークショップで出された意見、アイデア等